

第1回 恵那市し尿処理施設あり方検討委員会 次第

日時：令和7年6月12日（木）

午後2時00分より

場所：藤花苑会議室

1. 開会
2. 委嘱書交付
3. あいさつ（水道環境部長）
4. 自己紹介
5. 委員長、副委員長の選任
6. 委員長、副委員長あいさつ
7. 議題 し尿処理の現状と今後の検討項目について
 - （1）藤花苑の概要
 - （2）藤花苑施設の課題と現状
 - （3）し尿処理施設の動向及び検討内容
 - （4）委員会のスケジュール（予定）
 - （5）（参考）他市の状況
8. 次回の委員会の開催予定について
令和7年8月下旬（予定）
9. その他
10. 藤花苑施設の見学
11. 閉会

恵那市し尿処理施設あり方検討委員会

(任期：令和7年6月12日～令和8年3月31日)

区 分	所 属	役 職	氏 名
学識経験を有する者	一般財団法人 日本環境衛生センター	環境施設計画課長	小林 剛
学識経験を有する者	名古屋大学	准教授	小林 敬幸
既存施設の地域を代表する者	武並地域自治区	会長	渡邊 勝則
既存施設の地域を代表する者	藤区協議会	会長	伊佐地 静雄
既存施設の地域を代表する者	山足自治会	自治会長	佐々木 資恩
し尿収集運搬事業を代表する者	東海環境事業株式会社	本部長	北川 寛明
行政機関	岐阜県恵那県事務所環境課	課長	伊藤 明
行政を代表する者	恵那市役所水道環境部	部長	梅村 浩三

(敬称略)

事務局

所 属	役 職	氏 名
水道環境部 環境課	課長	山田 英正
水道環境部 藤花苑	所長	鶴見 敬太郎
水道環境部 環境課	課長補佐	佐藤 昌宏
水道環境部 上下水道課	係長	篠原 直文
水道環境部 上下水道課	担当係長	鈴村 陽一

恵那市し尿処理施設あり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 藤花苑の老朽化に伴い今後のし尿処理施設のあり方を検討するため、恵那市し尿処理施設あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) し尿処理施設のあり方に関する事項
- (2) その他、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域住民を代表する者
- (3) し尿収集運搬事業者を代表する者
- (4) 行政を代表する者
- (5) 行政機関
- (6) その他、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した席順によって、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。ただし、委員長が選出されるまでは市長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の運営及び庶務は、水道環境部環境課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第2条の所掌事務が終了した日限り、その効力を失う。